

# HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター 〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47  
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

■ CONTENTS ■		ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。	
巻頭言	福山市経済環境局 局長 塚本 裕之 氏	福山のものづくりを海外へ	1
海外 レポート	ホーチミン	ベトナム進出時に決めておくこと②	2
	シンガポール	シンガポールで広島食品商談会開催	3
	大 連	海外化粧品がさらに身近なものに！	4
	チェンナイ	インドの自動車業界と電気自動車の行方について	5
	バンコク	2018年10大ニュースと総選挙の行方	6
	中 国	中国ビジネスQ&A（越境 EC 新制度の最新情報）	7
お知らせ			8

## 福山のものづくりを海外へ

福山市経済環境局  
局長 塚本 裕之 氏



昨年6月より経済産業省より出向し、福山市の経済環境局長を拝命した塚本です。改めて、昨年の豪雨災害で被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

福山市に着任後、多くの企業の経営者等の方々とお話をする機会があり、業種の多様性、独自の技術等を持つオンリーワン・ナンバーワンの企業が多数存在していることがわかりました。それらが福山市の産業の強みの源泉であると感じております。

一方で、人口減少など企業を取り巻く環境の変化は激しく、経済社会の構造変革やグローバル化への対応のため、先端技術の導入、事業の多角化などに加えて、海外販路の開拓についても重要性が増していると思います。

福山市では中小企業の海外販路の開拓を支援するために、海外展示会に出展する際の補助金制度やジェットロ広島様と連携し、海外認証に関するセミナーの開催や海外バイヤ

ー招聘事業など、海外販路開拓に向けた支援を広がっているところです。

また、連携中枢都市圏構想に基づく備後圏域事業として、「備中備後ジャパンデニムプロジェクト」を立ち上げ、国内屈指のデニム産地であることを国内外へPRしています。このプロジェクトはデニム関連企業の素材や加工技術の情報発信を進めるとともに、本年2月には世界最高峰のテキスタイル展と言われる「ミラノウニカ」(イタリア)に備後圏域の企業3社とともに出展します。海外販路の新規開拓や世界市場の動向を企業の方に感じていただく機会になればと期待しています。

今後とも広島県、ひろしま産業振興機構様やジェットロ広島様等の支援機関と連携しながら、企業の海外への挑戦を支援できるよう、様々な事業を展開してまいりたいと考えています。

## ベトナム進出時に決めておくこと②

石川 幸

### <はじめに>

前回、事業内容の決定と設立場所、法的代表者、会社名についてご紹介しました。今回は、現地法人設立時に準備しなければいけない資本金額についてお話しします。

### <資本金とは（規制面）>

進出検討中の企業様から「いくら資本金は準備すれば良いのか？」というご質問をいただきます。資本金額を決定する前に、資本金とは？という点とその留意点を説明します。前回ご紹介した通とおり、ベトナムで現地法人を設立するという事は、現地法人のライセンスを取得することを示します。ライセンス上には【総投資額】（投資プロジェクト全体の投資予定金額を示す。）と【定款資本金】（実際に現地に投下する資本金を示す。）が記載されます。総投資額と定款資本金は以下の様な関係です。

#### ◆総投資額＝定款資本金＋長期借入枠

長期借入枠とは親子ローンなど、将来的に借入れを予定している場合の借入れ予定枠を示し、ライセンスには記載されません。そして長期借入枠は総投資額と定款資本金の投注差で設定されますが、あくまでも予定枠ですので、設定の通り借入れする必要はありません。しかし反対に、設定枠以上に長期借入れする事はできません。

資本金や総投資額、長期借入枠には以下の様な留意点があります。

#### ◆資本金や総投資額、長期借入枠の留意点

- ・設立後、定款資本金の増資を行うには、ライセンス書き換え手続が必要（手続期間：3ヶ月程度）
- ・長期借入れは、枠の範囲でしか借入れできない（＝ライセンス取得の段階で総投資額と定款資本金の投注差の設定が必要）
- ・長期借入の枠を設定していても、実行前に中央銀行への登録手続が必要（手続期間：2ヶ月程度）
- ・定款資本金と長期借入の割合は、1対2～3程度を目安に設定（長期借入の割合があまりに過大だと当局に指摘される可能性あり。）
- ・定款資本金は、現地法人設立日から90日以内に、全額現地法人資本金口座へ振込の必要あり
- ・定款資本金の減資は実務上不可

まず、ベトナムは最低資本金額に関する規定がありません（不動産業などの一部の業種を除く）。例えば100万円程度の資本金でも、法人設立の登記は可能です。しかし、実際には、当局の担当者ベースで非公式の資本金目安金額が設定されている事があります。

そこで、過去の事例をもとに、ライセンス取得上の目安ラインをご紹介します。（右上）

#### ◆ライセンス取得上の目安ライン

##### IT、コンサル等の物を扱わない事業：

総投資額 1500万円（定款資本金:500万円  
＋長期借入:1000万円）

##### 商社・製造等在庫や設備投資が想定される事業：

総投資額 3000万円（定款資本金:1000万円  
＋長期借入 2000万円）

次に実務面の観点から留意点を解説したいと思います。

### <資本金額の決定（実務面）>

実際の資本金の設定は、ライセンス取得上の観点だけではなく、実務上の観点からも検証する必要があります。実務上の観点とは、事業の運転資金と黒字化のタイミング（予想）です。現地法人は、売上が発生するまでの間、資本金で費用を支払うこととなります。そして、前項の留意点で記載した様に、増資や長期借入の手続きには一定の期間や費用が必要となります。

ベトナムは、他の新興国と同様に、国外への資金持ち出しに関する規制が設けられている事は皆様ご存知かと思いますが、実は、ベトナム国外から国内へ資金を新たに投入する場合にも規制が設けられています。

例えば、現地法人の黒字化まで2～3年以上必要だと見込んでいる企業があったとします。初期の投資を抑えようと、資本金を100万円と設定し、設立の登記が無事完了したとしても、売上げの見通しが立たない場合、設立後に発生する家賃や人件費、仕入費用など支払いで資金が枯渇してしまうという事態が発生します。その為、オフィスの賃料や採用計画、人件費相場と給与上昇率などの運転資金がどれくらい必要かを検証の上、事業計画をもとに資本金額を設定する必要があります。

### <総括>

「いくら資本金を準備すれば良いのか？」というご質問に対する回答は、規制面では一部の業種を除き最低資本金の規定はありませんという回答になります。そのため、ネット上で記載されている情報は、規制面（公式・非公式）を考慮した情報が記載されているのが一般的です。しかし実際に、実務面が重要な要素となります。初年度で10名採用される企業と100人採用される企業でも異なりますし、新規で営業開拓する必要がある企業と親子間取引を前提とし売上げの目途が立っている企業でも異なります。そのため、資本金に関してはネットで公開されている一般的な規制面での情報だけではなく、各企業様の事情計画にあった資本金額を設定することを推奨しております。

## シンガポールで広島食品商談会開催

礎 知子

すっかり日本食が定着したシンガポール。年に何度も日本を訪れ、本物の味を知り、シンガポールに戻っても本物の味を求める人も増えているといいます。とはいえ、日本各地からの売り込みも多く、競争はさらに激化。参入はそれほど簡単ではありません。そんな激戦区、シンガポールでの販路拡大のため、広島県の主催で食品商談会が昨年12月6日に開催されました。

## ＜ターゲットを絞りこんだ商談会＞

今回の商談会は、見本市などで行う商談会と異なり、事前にコンタクトをして絞り込んだバイヤーのみが商談に来場するスタイルでした。ここというバイヤーには事前に広島県の担当者らが訪問し、商品に対して意見等を聞いた上で広島側企業にフィードバック。そのため、現地バイヤーの意見等を把握した企業が参加したこともあり、来場したバイヤー人数は多くはありませんが、商談の成果も上がります。

商談会には何度も参加経験がある堂本食品株式会社（広島市安佐南区）の魚谷常務によると、「輸出実績はあるが、商談会に参加することで密度の濃い商談ができ、新たな販路が見つかる」と今回の商談会の成果も上々だったようです。同社によると、シンガポールでは10年以上前に伊勢丹の催事に参加したことからビジネスがスタート。シンガポールだけでなく、マレーシア、ベトナム、ミャンマー、香港などに輸出していて、ここ数年、売上げが伸び始めているといいます。しかし、課題は輸入業者に納入した後のフォローが難しいこと。そのため、フォロースタッフがいる香港を除いては輸入業者に頼るしかないので、市販マーケットの開拓が難しく、最終ユーザーが業務用に限定されてしまっているとのこと。

「FOOD JAPAN」（シンガポール開催）などの展示会出展実績のある株式会社あじかん（広島市西区）も、10件の商談中7件が新規開拓先でした。シンガポール商談会の前に訪問したホーチミンは、日本食レストラン数がシンガポールの半分で「まだこれからの市場」との感触だったそうですが、シンガポールはここ2年ほど伸びているといいます。同社の主力の玉子焼が、シンガポール政府の規制で輸出できないのがネックですが、かにかま、最近では豆腐ナゲットも人気だといいます。

一方、日本食ブームのフランスには輸出実績があり、シンガポールでも一風堂での取り扱いがある合名会社梅田酒造場（広島市安芸区）は、今回新たに高級日本食レストラン併設バーからサンプルオーダー受注に成功。ほかのお酒に比べて割高に感じられる日本酒で

すが、高級なバーであれば日本酒カクテルなどに理解のある上顧客も多いはず。その高級バーからは、JA 広島果実連（広島県果実農業協同組合連合会、竹原市）にレモンの引き合いもあったそうで、広島レモンを使ったメニューの開発が進んでいるようです。

## ＜日本茶の再ブランド＞

日本茶の道400年の宇治園製茶株式会社（尾道市）の海外販売会社である有限会社セカンドグリッド（同）も商談会に参加。広島産の杜仲茶から京都、静岡、鹿児島など各地のお茶を海外向けにパッケージ。特にカフェインフリー、オーガニックの杜仲茶は健康志向の欧米で人気があるといいます。今回はシンガポールでの初商談会ですが、可能性はあると感じています。

課題は日本茶がコモディティー化されてしまっていること。溝口社長によると、かつては「抹茶入り」商品はシンガポールでプレミアム商品として販売されていましたが、今ではたくさんの商品に「抹茶入り」ができて目新しさがないのです。さらにシンガポールで販売されている緑茶も品質が様々。

日本では、「宇治茶の定義」「静岡茶の定義」など地域ごとにありますが、実は「日本茶の定義」がありません。溝口社長は発明協会と共同で日本茶の定義を決め、ブランドロゴを作成。数カ国で商標を取得し、日本茶の再ブランド構築に力を入れています。

## ＜現地に合わせた商品開発が成功のカギ＞

商談会をアレンジしたJTBコミュニケーションデザイン社のNavaratne Miyuru氏は、各国で日本食や農産品の輸出商談会を手掛けて12年のベテラン。同氏によると、成功の秘訣は「日本で売れているから」というこだわりを捨て、その国その土地に合わせた工夫ができることだといいます。先進国やシンガポールでは健康志向で消費者に訴求できても、他のアセアンではそうはいかないかもしれません。味の好みもそれぞれ違います。

そして必要なのは差別化。日本全国で食品農産品の輸出促進が活発化しているだけでなく、他国からの類似商品も市場にはあふれています。

あとは商談のフォローがきちんとできること。そのためには海外とコミュニケーションできる人材はもちろん必要です。今回の商談会参加企業は、これをクリアーしていらっしゃるどころばかりで、だからこそ商談の成果もあったのだらうと思います。

さらに多くの広島県企業が今回の参加企業に続いて海外ビジネスで成功できることを願っています。

## 海外化粧品がさらに身近なものに！

朴 恵子

私は2008年から6年間、日本で暮らしました。はじめの3年間は留学生として、残りの3年間は日本の会社で勤務してきました。その当時、近くの百貨店やショッピングセンター、ドラッグストアなどに足繁く通っては、日本の洋服や化粧品などをチェックしていました。特に化粧品やコスメについては、大連にはないメーカーやブランドのものが多かったため、帰国の際にはたくさん購入したことを覚えています。

最近、思わず目に留まるのが女性の化粧です。上手に化粧をしている女の子が多く、市内の百貨店では国内ブランドにはない色を展開する海外ブランドのアイシャドウをOL世代からおばあちゃん世代まで幅広い年代の女性が手に取っています。また中国の動画サイトでは、化粧をしていない「すっぴん」状態からぱっちり化粧をした「フルメイク」状態まで変身する動画がアップされており、中国人女性の美に対する意識が高くなっていると感じています。

大連市内のショッピングモールや百貨店には、資生堂やゲラン、ランコムなど海外ブランドの化粧品が揃っています。私が愛用している海外ブランドの化粧品は、大連市内にあるショッピングモール「MYKAL」(中国語名: 麦凯乐) 大連本店で購入しました。インターネットショッピングが便利とはいえ、ニセモノかもしれない・・・という心配もあることから、店舗で購入しています。



愛用しているクレ・ド・ポーの化粧品  
リキッドファンデーション900元(≒15,000円)  
パウダー950元(≒16,000円)

## ＜輸入化粧品の手続の簡素化＞

中国の商務部が発表した第3四半期まで(1月～9月)の海外製化粧品輸入額は、前年同期比75.1%増の471.5億元となりました。関税引き下げの影響もあり、大幅な増加となりました。とはいえ、これまで化粧品を中国に輸入するには、時間がかかると言われていました。特に、審査批准の時間だけでも3カ月程度かかりました。

11月9日、国家薬品监督管理局(NMPA)は「非特殊用途化粧品の輸入届出管理実施に関連する事項の公告」(中国語: 关于在全国范围实施进口非特殊用途化妆品备案管理有关事宜的公告/2018年第88号)を公布しました。同公告では、初めて輸入される非特殊用途化粧品※(以下、「一般化粧品」という)に対し、これまで行われていた批准制から届出制に変更するというものです。これにより、海外の化粧品は「輸入非特殊用途化粧品届出管理システム」(以下、「当該システム」という)から輸入手続を取るようになります。

(<http://117.50.56.242/enterprise/index.jsp>)

※非特殊用途化粧品: 育毛用、ヘアカラー用、パーマ用、脱毛用、ハスト美容用、シェイプアップ用、消臭用、シミ取り用、日焼け止め用の9種類以外の化粧品を指す。

海外の化粧品メーカーが中国に製品を輸出する場合には、中国国内責任者に委託することになります。中国国内責任者は、当該システムから「ユーザー名」や「製品届出情報」などを報告し、印刷した届出情報を証憑として提出するなどの手続きを行います。

また、すでに届出した製品について、中国国内責任者が所在する省(区、市)行政区以外から輸入する場合、届出システムから輸入港や荷受人などの関連情報を届出した上で、輸入することができるようになります。

友人へのプレゼントや自分へのご褒美にもなる化粧品の中国での販売は、今後ますます増えていくと思います。この届出制によって、手続が営業日に短縮されるという報道もあります。海外化粧品メーカーにとっても、手続時間の短縮や簡素化はひとつの商機になるのではないのでしょうか。

私を含め、中国人の女性がますます綺麗になっていくことで、ビジネスも新しい展開を迎えることになるのではないのでしょうか。

## インドの自動車業界と電気自動車の行方について

田中 啓介

## ＜着実に拡大を続けるインド自動車産業＞

インド自動車工業会(SIAM)によると、2017年度の販売台数は過去最高の3,287,965台を記録し中国、米国、日本に次ぎ遂に世界4位の市場となりました。2017年度には約2,500万台の車両(2輪、3輪、商用、自家用車含む)が生産され、生産台数は2012年～17年の間で平均5.56%の増加ですが、2017年4月～11月の間だけで前年比9.36%増加しています。

依然として1位を守っているのは販売台数シェア50%を超えるマルチスズキです。

## ＜新たなステージを迎える

## インドの排ガス基準＞

さて、インド政府は新しい排ガス基準「バーラト・ステージ(BS)6(ユーロ6に相当)」を2020年4月1日から適用することを決定しており、2018年10月、インド最高裁はこの適用日以降に基準を満たさない車両の販売猶予期間を設けることを認めないことを決定しました。このBS6の基準は2017年4月より適用されているBS4より5段階厳しくなるもので、車両だけでなく燃料にも適用されます。デリーでは新基準の燃料が既に販売開始されており2019年4月までにすべての主要都市で基準を満たしたものに變更される予定です。各社は現在、燃料代の値上げの計画発表はしていませんが、2020年4月以降その可能性は否めません。



(チェンナイ市内の様子)

## ＜電気自動車(EV)への移行に

## 向けたインドの最新動向＞

インド政府は、2030年までに電気自動車へ完全移行するという強力な方針を発表し話題になっていました。これに対して、インド運輸省(=Union Transport Minister)のNitin Gadkari氏は、2018年1月、メルセデスベンツ初のBS6基準車(S350dセダン)発表の場において、「EV法案を既に提出済であり内閣の承認待ちである」と記者にコメントし話題になりました。しかしながら、1ヶ月後の2月にそもそも必要なのは法案ではないとの発言もあり、それを受けて記者会見に同席した政府系シンクタンクNITI Aayog社CEOのAmitabh Kant氏は「インドでは規制や条例の変更は難しいため、必要なのはアクションプランである」と指摘。

また、州重工業国営企業省(=Minister of State for Heavy Industries and Public Enterprises)のBabul Supriyo氏は国会への書簡で「2030年までのEV移行に関して確固たるアクションプランがない、当該省ではすすめているものは一切ない」とも述べています。電気自動車への移行にあたっては、そもそも

- インドにはガソリンスタンドが57,000ヶ所あるのに対し充電ステーションは350ヶ所しかない。
- 主要部品であるリチウムイオン電池は、現在100%を輸入に頼っている。
- その他、技術力不足や庶民への意識改革、価格設定などの課題。

が各方面で多く指摘されています。

そんな中、2018年11月、デリー政府は2023年までに新規登録車両の25%をEVにすることを目標とし、充電ステーションや購入の補助金支給を計画した電気自動車(EV)戦略の草案を発表しました。なお、2018年2月のデリーオートエキスポでは、マルチスズキ幹部より「環境対応にはハイブリッド車が最適」とのコメントも出ています。自動車業界の多くの企業に、足並みが揃わないEV政策の先行きは依然として不透明であると考えているようで、今後も動向には目が離せません。

## 2018年10大ニュースと総選挙の行方

辻本 浩一郎

2019年も早くも2月に入りました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

## ＜2018年タイ10大ニュース＞

毎年恒例、昨年のタイ当地10大ニュースを挙げてみたいと思いましたが、2018年は、私見には、それほど大きなニュースはなく、政治的にも経済的にもとても安定した年であったかと思えます。

あるニュースを見ていると、2018年のタイ10大ニュースについて下記のように掲載されていました。

- 【1位】 GDP 成長率が12年以來の4%台に
- 【2位】 EEC 開発前進、インフラや投資誘致
- 【3位】 新車市場、5年ぶり百万台見通し
- 【4位】 総選挙への日程、大筋固まる
- 【5位】 商業施設の開発相次ぐ、日系撤退も
- 【6位】 中国人旅行者が急落、観光業に打撃
- 【7位】 米中貿易摩擦に懸念、輸出は8%成長も
- 【8位】 不動産市場活況も新規制で引き締めへ
- 【9位】 EV 生産・販売、各社が投資計画
- 【10位】 プラごみ削減、小売・飲食業界に機運
- 【番外編】 洞窟に18日間、少年ら13人を奇跡の救出

2018年のタイの新車市場が5年ぶりに100万台を超えることが確実となりました。自動車生産台数も5年ぶりに200万台を超える見通しで、自動車産業を中心に上向き、国内総生産(GDP)成長率は6年ぶりの4%を超え、2018年のタイ経済はとりわけ内需の拡大を実感させる1年でした。

番外編に挙がっている、世界中が注目したチェンライ県タムルアン洞窟の遭難事故ですが、無事、コーチ1名と少年12名の計13名が救出されました。

少年たちは、不幸な出来事を体験したタイ男性の習慣にのっとり、一時的に出家して仏僧として修行しました。その後、少年たちは英雄となり、ユース五輪やプロのサッカー試合観戦に招待されて海外を周りました。

## ＜民政移管総選挙＞

軍事政権は経済安定化に道筋をつけ、3月24日に民政移管の総選挙を実施することになりました。

2014年5月の国軍によるクーデター以来、4年10カ月ぶりに民政移管への第一歩が始まります。

軍事政権にとっては、国外逃亡中のタクシン元首相派の復活を阻止できるかが最大の課題となるでしょう。

選挙制度が改革され、下院は定数500で、小選挙区350、比例代表150の議席を、有権者1人1票の併用制で争う方式となります。大政党には不利で、選挙結果は多党分立になる可能性が高いと予想されます。

選挙結果における多党分立を予想して、タクシン派は貢献党の有力者をあえて友党に移籍させ、分散して1人でも多くの当選者を確保する戦術に出ており、一方、軍政支持の「国民国家の力党」は、貢献党から多くの有力者を引き抜き、貢献党の体力を奪う作戦です。

選挙後の次期首相選出に関しては、軍政が議員を任命する上院(定数250)の存在が大きく影響し、憲法が定める移行期間の規定として、次期首相は上下両院の合同会議の過半数で選出することになります。

2018年12月の調査結果では、政党の支持率は貢献党が31.8%で首位、2位の国民国家の力党は19.9%でした。次期首相に推したい人物としては、プラユット首相の支持率が27%と首位で、貢献党のスタラット氏は18%で2位でした。

私見としては、選挙結果は多党分立となり、連立政権によって国民国家の力党一派が与党となり、次期首相は下馬評通り、プラユット首相が続投し、実質的な軍政が続くものと予想しております。そして、経済政策としても、軍政が推進してきた東部経済回廊(EEC)の開発や、産業高度化政策「タイランド4.0」、「10大重点産業(Sカーブ産業)」の積極誘致など、国家20戦略が続いていくものと思われる。

## ＜ワチラロンコン国王陛下時代の幕開け＞

ワチラロンコン国王陛下の時代の幕開けとして、2019年5月4日に戴冠式、翌日5日にパレードが執り行われることが発表されました。

総選挙後の戴冠式ということで、ワチラロンコン国王陛下の新治世のもと、現在の国家課題である国民和解への解決への道筋が見えた中で、国民全員でこの慶事を迎えられることを強く念じています。

**Q** 越境 EC 新制度の実施猶予の期限は 2018 年末まででしたが、現在の状況はどうなっているのでしょうか？最新の情報を教えて下さい。

**A** ■ 今年も現行の政策を継続  
昨年 11 月 21 日に中国の国務院常務会議が越境電子商取引 (EC) につき、2019 年 1 月 1 日以降も現行の管理政策を適用すると発表しました。これにより、2016 年に施行された越境 EC 新制度による通関証明書提出などの実施猶予は再度延長されました。つまり、越境 EC 輸入商品に関し、初回輸入許可、登録、あるいは届出は要求されません。商品は「個人使用のための輸入商品」として監督管理されます。

本来は、越境 EC 新制度に基づき、通関証明書の提出や化粧品、乳幼児用粉ミルク、医療機器、特殊食品など一部指定商品の初回輸入時の輸入許可証、登録、届出が必要でしたが、2016 年に発表されたこの越境 EC 新制度は突然の発表であった為、中国の現場は大混乱し、実務上対応が困難でした。

その為、同年 5 月には一部都市での保税モデル及び全国の個人直販モデルで通関証明書の提出などの実施が猶予されました。

実施猶予の期限は当初約 1 年間でしたが、延長が繰り返され、直近では 2018 年末までとなっていました。その為、2019 年は越境 EC 新制度が施行されるのか、それとも実施猶予が再度延長されるのか、移行期が終わりに近づくにつれ多くの関係者が動向に注目していました。

それが今回の発表により施行猶予が“再度延長”されることになりました。

なお、今回の延長には猶予期限が定められていません。

■ 越境 EC 総合試験区及び取引限度額の拡大

越境 EC 総合試験区は以前の上海市などの 15 都市から北京、瀋陽、南京、武漢、西安、アモイ等が追加され合計 22 都市が越境 EC 総合試験区として指定されました。

さらに取引限度額も拡大され、越境 EC 小売輸入商品の 1 回当たり取引限度額を 2,000 元 (日本円で約 3 万 4,000 円) から 5,000 元 (日本円で約 8 万 5,000 円) に増額されました。

そして、年間上限額も一人当たり 2 万元 (日本円で約 34 万円) から 2 万 6,000 元 (日本円で約 44 万 2,000 円) に増額されました。

※1 元 17 円で計算

■ そもそも越境 EC とは

越境 EC とは、インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引を指し、ある国から外国の消費者へインターネットを通じて国境を越えて商品の販売を行う事を指します。

旅行で日本を訪れて購入した商品を、母国に戻ってからインターネットで購入することが出来るので近年利用者が急増しています。

本件について詳しく知りたい方、具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

## インド・ビジネスセミナー及び個別相談会のご案内

インドは、世界第2位の13億人を超える人口を有し、高い経済成長率を維持していることから、同国の世界経済に占める重要性は、今後ますます高まっていくものと思われます。

本セミナーでは、インドの経済やビジネス環境についての最新情報や、現地に進出した企業の事例を紹介することによって、同国でのビジネス展開のための有益な情報の提供を行います。

また、広島県では、昨年10月にインドの大手IT企業で構成される「全国ソフトウェアサービス協会(NASSCOM)」との間で、経済交流や産学連携の促進を目的に覚書を締結されましたので、この機会に、NASSCOM関係者より、インドのIT業界とイノベーションについて講演を頂きます。

- 【日 時】平成31年2月22日(金)  
 セミナー：13時00分～16時00分 (12時30分開場)  
 個別相談会：16時00分～17時00分 (20分×3社先着順)  
 ※定員以上のお申込みについては、別途相談をお受けします。
- 【場 所】中小企業基盤整備機構中国本部 会議室  
 (広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル3階)
- 【主 催】広島県、(公財)ひろしま産業振興機構、インドビジネス研究会
- 【後 援】中小企業基盤整備機構中国本部(予定)
- 【参 加】無料(定員40名、先着順)

講 師	テーマ
広島県海外ビジネス政策顧問 外国法事務弁護士(第一東京弁護士会所属) ニレンドラ・ウパデアーエ氏	インド経済の最新動向、今後の方向性と 現地での会社設立にかかる法律知識
★ひろしま産業振興機構チエンナビジネスサポーター (株)グローバルジャパン・コンサルティング 代表取締役社長 熊本浩明氏 インド法人代表取締役 田中啓介氏	最新のインドの流れに乗り遅れるな! 日本企業がインド進出時に直面する課題と取組事例
NASSCOM日本委員会 委員長 武鐘行雄氏 (元ソニー・インド・ソフトウェア・センター社長)	激変するインドIT業界とイノベーション

- 【申込・問合せ】 広島県商工労働局海外ビジネス課(担当：安田) 電話：082-513-3385  
 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/>

## HACCP 制度化まで1年半足らず・・・付加価値を高め、生き残るためには HACCP 制度化対応&販路拡大セミナー

- 【日 時】平成31年3月14日(木) 13:30～16:30
- 【場 所】広島県情報プラザ2階「第2研修室」(広島市中区千田町三丁目7-47)
- 【講 師】ペリージョンソンホールディング(株)取締役営業本部長 <sup>あらや</sup>新谷 <sup>まさとし</sup>雅年氏
- 【参加費】 無料
- 【対 象】 HACCP 取得により販路拡大をめざす食品等製造事業者等
- 【問合せ・申込】(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター  
 電話 082-248-1400

- 【内 容】
- ・HACCP 制度化への対応
  - ・JFS 規格認証制度について
  - ・各種食品規格の選び方
  - ・各種 HACCP と GFSI 等の認証規格の違い
  - ・世界の動向と国際認証規格(FSSC22000 等)など
  - ・食品輸出について